

区議会2月会議(予算議会)が開会中です(3/15まで)



全都危険度で町屋4丁目がワースト1
防災まちづくりが遅れています...

地震に関する地域危険度測定調査(第8回)(2018年2月公表) 町屋地域の危険度

町丁	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難度			総合危険度		
	危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク	困難度	順位	ランク	危険量	順位	ランク
町屋1丁目	11.56	135	4	7.25	141	4	0.12	2088	2	2.33	174	4
町屋2丁目	14.83	46	5	9.29	97	4	0.23	482	3	5.61	31	5
町屋3丁目	14.04	57	5	11.22	62	5	0.16	1432	2	3.94	67	5
町屋4丁目	19.74	8	5	35.76	6	5	0.32	124	4	17.76	1	5
町屋5丁目	9.52	240	4	7.85	123	4	0.14	1752	2	2.41	165	4
町屋6丁目	9.31	257	4	1.68	652	3	0.06	3618	1	0.61	935	3
町屋7丁目	8.15	364	4	0.93	1026	3	0.02	4514	1	0.15	2842	1
町屋8丁目	7.92	388	3	0.58	1414	2	0.05	3726	1	0.44	1317	2

町丁	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難度			総合危険度		
	危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク	困難度	順位	ランク	危険量	順位	ランク
町屋4丁目	19.74	8	5	35.76	6	5	0.32	124	4	17.76	1	5
荒川6丁目	16.41	24	5	36.54	5	5	0.24	455	3	12.52	3	5
荒川3丁目	13.35	68	5	17.97	30	5	0.21	663	3	6.64	19	5
南千住1丁目	20.55	6	5	19.47	25	5	0.15	1479	2	6.13	23	5
西尾久6丁目	10.34	197	4	12.03	56	5	0.27	270	4	6.04	25	5
町屋2丁目	14.83	46	5	9.29	97	4	0.23	482	3	5.61	31	5
西尾久5丁目	14.85	45	5	13.56	48	5	0.19	911	3	5.45	33	5
東尾久6丁目	15.35	32	5	9.53	89	4	0.2	811	3	4.96	39	5
東尾久2丁目	11.27	147	4	15.66	34	5	0.18	1012	3	4.95	40	5

今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が7割の確率で発生といわれる中、東京都は、地震の総合危険度(建物倒壊危険度と火災危険度を加味)を丁目ごとに公表しました。5,177丁目のうちで、町屋4丁目とワースト1位、荒川6丁目3位、荒川3丁目19位、南千住1丁目23位、町屋2丁目31位などとなっています。町屋地域では、町屋6丁目と1ランク改善、6、7、8丁目、家屋倒壊の危険はまだありますが、火災や、

災害活動などで改善してよいです。また7丁目は「総合危険度1」と診断。震源地の遠近で被災の程度が変わることも頭に置く必要があります。2012年のランキングでも町屋4丁目一位。どうすれば、より安全でランクを改善できるのでしょうか。揺れやすい地盤を変えるのは、困難です。公営住宅を増やし、木造住宅の耐震補強を支援をさらに拡充し、防火、延焼対策の強化や道路、公園、空気の整備が引き続き課題です。

横山幸次

日本共産党荒川区議会議員

区政報告 ニュース

685

2018年2月25日
発行 日本共産党区議団
3802-4627
fax 3806-9246
✉ arajcp@tcn-cat.v.ne.jp

町屋相談室

荒川区町屋5-3-5
3895-0504
✉ yoko1951@aol.jp

横山幸次区議のホームページ・ブログ・ツイッターをご覧ください。横山幸次で検索して下さい。

<荒川区の総合危険度の特徴>

- ・地盤の揺れ増幅率...山地を1とすると荒川区は、沖積低地で2.3~2.9程度と揺れやすい。
- ・建物特性...木造密集地域もあり倒壊度が高く出火・延焼の危険性も高い。
- ・道路状況...6m以上道路からの距離によって消防活動困難度を測定し、困難度が高い。

順位	区名	町丁目名
1	荒川	町屋4丁目
2	立川	千住柳町
3	荒川	荒川6丁目
4	立川	千住大川町
5	墨田	墨田3丁目
6	北	志茂4丁目
7	墨田	京島2丁目
8	江東	北砂4丁目
9	大田	羽田6丁目
10	足立	千住元町

【訂正とお詫び】
先週の684号一面の夕テ見出し「区の予算の5%」は「区の前年度の5%」、文中「(予算の5%)」は「(予算の0.5%)」の間違いました。お詫びして訂正いたします。



また金子兜太さんと荒川区は俳句を通じて縁がありました。荒川区俳句宣言の起草委員をはじめ、



区役所1階とふるさと文化館の献花台(上下)、自ら揮毫した書をかざす金子兜太さん



区役所文化事業に最初からかわっていたきました。ふるさと文化館の前には「荒川千寿 芭蕉主従花の事」の句碑がたっています。そのため区役所1階とふるさと文化館前には、献花台が設けられました。今日は金子さんの俳句に目を通しながら、過すことにします。合掌。(横山幸次)

【まちの話題あれこれ】
現代俳句の第一人者「アベ政治を許さない」を揮毫！
金子兜太さんが逝去...荒川区とも俳句で縁が

裏面 屋内外の防火対策、民泊問題...など

定例法律相談会
3月5日(月)
午後6時~8時
横山区議事務所

弁護士と横山区議が相談をお受けします。秘密は厳守します。お急ぎの場合は、北千住法律事務所の相談日などご紹介いたします。
生活相談は、随時受付しています。
TEL&FAX 3895-0504
不在時は、留守電へ、後で連絡します。
区役所控室 3802-4627



連続して火災が発生しています… 防火・延焼対策の徹底は震災時の備え

16日(金)午前2時過ぎに南千住2丁目都営住宅5階から出火、残念ながら2名の方が亡くなられ、10世帯が台東区の都営住宅に避難する事態に翌17日(土)午前11時に南千住5丁目、解体作業中の現場で出火、煙がすごかったものの死傷者はない模様。さらに翌18日(日)グリーンハイム・特養ホームで火災警報器がなり消防が出動、幸い誤報…。

南千住2丁目都営住宅では、気が付いた方がドアをたたいて急を知らせたようですが、火災警報器は鳴っていないかたようです。東京都が設置したはずの各居室、共有部分の警報機はどうなっていたのか問われます。築年数が経過した都営住宅は、どこでも高齢者、障害の方が多く、火事や地震時の対応が特に問われて

います。そこで、都営住宅と一般木造住宅の耐震補強や家具転倒防止にさらに進める必要があります。また、区が10年前配布した火災警報器は、どうなっているか、各ご家庭の点検も必要です。
火災予防と暮らしにエアコン、IH助成を
荒川区は、IH調理器やセンサー付きコンロなどの購入に2万円限度で2分の1を助成(左囲み)していますが、災害弱者の高齢者、障害者世帯の火災予防のために電磁調理器やエアコンなどの設置を思い切って支援することも必要です。民間アパートの大家さんにエアコン設置などの助成をするなど現実的な対応も検討してもよさそう。日ごからの屋内外の防火対策が、地震の時も命を守ることにつながるのではないのでしょうか。

IH調理器等購入費用の一部を助成

電気フライヤーやIH調理器等、安全な調理器を使っただけのため購入費の一部を助成。

対象者 区内在住で、65歳以上のひとり暮らし世帯又は高齢者のみの世帯

助成内容 次に挙げる対象調理器を購入した場合、購入費用の2分の1を助成します(助成限度額20,000円)。注釈 1世帯で1回、いずれか1点のみまた、「イ IH調理器」購入の場合のみ、設置のための電気工事が必要な場合は、購入費とは別に電気工事費の2分の1を助成します(助成限度額20,000円)。(事前に相談を)

電気フライヤー

揚げ物調理専用の電気調理器で、調理油を使用するタイプと調理油が不要なタイプがあります。

IH調理器

炎を使わず、電磁作用によって鍋等の調理器具を発熱させる調理器。



注釈 上限額を超えない範囲であれば、鍋、フライパン等、IH対応調理器具の購入費も2点分まで加算。

Siセンサーコンロ

次の機能が付いている家庭用ガスコンロです。調理油加熱防止装置、立ち消え安全装置、消し忘れ消火機能

問合せ 高齢者福祉課03-3802-3111(内線:2661)



マンションの「民泊」禁止の規約改訂について

2月17日、荒川区のマンションセミナーが開かれ、民泊問題についてマンション管理士の飯田氏による講演が行われました。当日のレジメなどについては、区の防災まちづくり推進課(3802 3111内線2838)に用意があります。ご連絡下さい。

国土交通省が示した民泊事業の標準規定では、住宅宿泊事業(民泊)法に基づく民泊事業の禁止規定となっています。しかし、すべてのマンション居室での宿泊事業禁止規定にすることし、「2区分所有者は、その専有部分を宿泊料を受けて人を宿泊させる事業の用途に供してはならない。」とする提案がされています。マンションでの対応では、この点をしっかり確認することが大事です。

住宅宿泊事業に伴うマンション標準管理規約の改正の概要について 国土交通省

1. マンション標準管理規約(単棟型)を以下のとおり改正

住宅宿泊事業を実施する場合	住宅宿泊事業を禁止する場合
第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。	第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。
第3条第1項の届出を行って国土交通省令第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。	第3条第1項の届出を行って国土交通省令第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

2. コメント(解説)において、関連の留意事項も提示

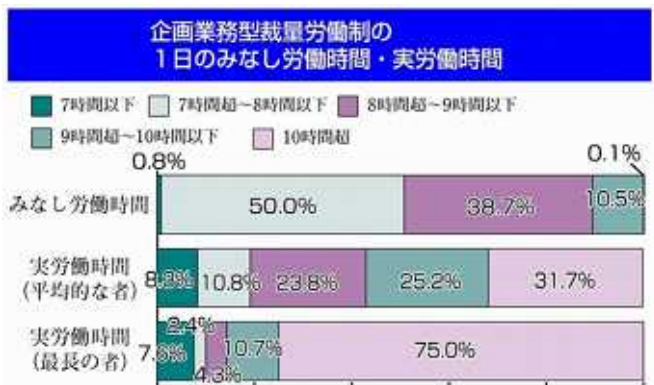
- 家主居住型のみ可能とする場合
- 新法民泊の実施にあたり管理組合への届出を求める場合
- 新法民泊を禁止することに知悉、広告掲載も禁止する場合

の規定等も提示する

この部分を網羅的にすること。

今週のデータ 裁量労働制はサービス残業合法化 偽りのデータ明らかに、法案提出断念を

みなし労働時間を10時間以上に設定している事業所は0.1%しかないのに、実労働時間では10時間以上が31.7%もある。裁量労働制の実態を紹介。何時間働かせても「みなし時間」分の賃金しか払われない実態が国会で明らかにされました。「サービス残業合法化と呼ぶべきだ」との声が上がっています。裁量労働制で過労死した遺族が国会で怒りの意見陳述をしています。働き方改革「関連法案の提出」は断念すべきです。



出典：厚生労働省労働基準局「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」(2013年10月)をもとに高橋千鶴子事務所作成